

○一部事務組合下田メディカルセンター議会会議規則

平成9年4月25日
共立湊病院組合規則第1号

改正 平成13年8月30日共立湊病院組合規則第2号
改正 平成24年4月23日共立湊病院組合規則第2号
改正 平成25年7月29日一部事務組合下田メディカルセンター規則第3号

目次

第1章 会議

第1節 総則（第1条～第11条）

第2節 議案及び動議（第12条～第17条）

第3節 議事日程（第18条～第22条）

第4節 選挙（第23条～第31条）

第5節 議事（第32条～第38条）

第6節 秘密会（第39条・第40条）

第7節 発言（第41条～第55条）

第8節 表決（第56条～第66条）

第9節 会議録（第67条～第69条）

第2章 請願（第70条～第73条）

第3章 辞職（第74条・第75条）

第4章 規律（第76条～第83条）

第5章 全員協議会（第84条）

第6章 補則（第85条）

附則

第1章 会議

第1節 総則

（参集）

第1条 議員は、招集日の開議定刻前に、指定の場所に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席の届出）

第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。

（議席）

第3条 議員の議席は、選挙後最初の会議において、議長が定める。

- 2 選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って議席を変更することができる。
- 4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第4条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

- 2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第5条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第6条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第7条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第8条 会議時間は、午前10時から午後4時までの間とする。

- 2 議長は、必要があると認めるときは会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(休会)

第9条 土曜日、日曜日及び休日は、休会とする。

- 2 前項によるほか休会は、一部事務組合下田メディカルセンターの休日を定める条例による。
- 3 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。
- 4 議長が、特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。
- 5 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第10条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

- 2 議長が開議を宣告する前、又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することはできない。

(定足数に関する措置)

第11条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

- 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は会議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

第2節 議案及び動議

(議案の提出)

第12条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第13条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第14条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第15条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の2の規定によるものについては、所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の措置)

第16条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員の3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第17条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議で前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第3節 議事日程

(日程の作成及び配布)

第18条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第19条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第20条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第 21 条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第 22 条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。

第 4 節 選挙

(選挙の宣告)

第 23 条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第 24 条 選挙を行う宣告の際、会議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(会議場の出入口閉鎖)

第 25 条 投票による選挙を行うときは、議長は、第 23 条の規定による宣告の後、職員をして会議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第 26 条 投票を行うときは、議長は職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布もれの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を点検させなければならない。

(投票)

第 27 条 議員は、職員の点呼に応じて順次投票を、備え付けの投票箱に投入しなければならない。

(投票の終了)

第 28 条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票もれの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第 29 条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長は会議に諮り議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第 30 条 議長は、選挙の結果を直ちに会議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第 31 条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第 5 節 議事

(議題の宣告)

第 32 条 会議に付する事件を議題とするときは、議長はその旨を宣告する。

(一括議題)

第 33 条 議長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第 34 条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑)

第 35 条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聞き、議員は、提出者に対し質疑することができる。

2 提出者の説明は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

(討論及び表決)

第 36 条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第 37 条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

(議事の継続)

第 38 条 延会、中止又は休憩のため、事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第 6 節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第 39 条 秘密会を開く議決があったときは、議長は傍聴人及び議長の指定する者以外の者を会議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第 40 条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第 7 節 発言

(発言の許可等)

第 41 条 発言は、すべて議長の許可を得た後、議席で発言する。

(発言の要求)

第 42 条 会議において発言しようとする者は、挙手して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。

2 2人以上発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認める者から指名して発言させる。
(討論の方法)

第43条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。
(議長の発言討論)

第44条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは議長席に復することができない。
(発言内容の制限)

第45条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。
(質疑の回数)

第46条 質疑は、同一議員につき同一の議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。
(発言時間の制限)

第47条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員3人以上から異議あるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第48条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの、又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第49条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第50条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。
(選挙及び表決時の発言制限)

第 51 条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第 52 条 議員は、組合の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。

(準用規定)

第 53 条 質問については、第 46 条 (質問の回数) 及び第 50 条 (質疑又は討論の終結) 第 1 項の規定を準用する。

(発言の取り消し又は訂正)

第 54 条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第 55 条 管理者又は職員が質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長はその写を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布にかえることができる。

第 8 節 表決

(表決問題の宣告)

第 56 条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第 57 条 表決を行う宣告の際、会議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第 58 条 表決には、条件を付けることができない。

(挙手による表決)

第 59 条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を挙手させ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が挙手者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第 60 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 3 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名及び無記名の投票)

第 61 条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票しなければならない。ただし、記名投票の場合は、自己の氏名を併記しなければならない。

(白票の取扱い)

第 62 条 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第 63 条 記名又は無記名投票を行う場合には、第 25 条 (会議場の出入口閉鎖)、第 26 条 (投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第 27 条 (投票)、第 28 条 (投票の終了)、第 29 条 (開票及び投票の効力)、第 30 条 (選挙結果の報告) 第 1 項及び第 31 条 (選挙関係書類の保存) の規定を準用する。

(表決の訂正)

第 64 条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第 65 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して出席議員 3 人以上から異議あるときは、議長は、挙手の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第 66 条 議員の提出した修正案は、原案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

第 9 節 会議録

(会議録の記載事項)

第 67 条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため会議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 会議に付した事件
- (10) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (11) 選挙の経過
- (12) 議事の経過

(13) 記名投票における賛否の氏名

(14) その他議長又は議会において必要と認めた事項

(会議録署名議員)

第 68 条 会議録に署名する議員は、2 人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の保存年限)

第 69 条 会議録の保存年限は、永年とする。

第 2 章 請願

(請願書の記載事項等)

第 70 条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名、又は記名押印しなければならない。

3 請願書の提出は、平穏になさなければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第 71 条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものは、請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは、請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第 72 条 議長は、議会の採択した請願で管理者その他の関係機関に送付しなければならないものについてはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第 73 条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その形式が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第 3 章 辞職

(議長及び副議長の辞職)

第 74 条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表の提出があったときは、その旨議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決める。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長はその旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第 75 条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、議員の辞職について準用する。

第4章 規律

(品位の尊重)

第76条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第77条 会議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第78条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第79条 議員は、会議中みだりにその席を離れてはならない。

(喫煙)

第80条 何人も、会議中は、喫煙してはならない。

(新聞等の閲読禁止)

第81条 何人も会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(資料等印刷物の配布許可)

第82条 会議場において、資料、新聞紙、文書等印刷物を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第83条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

第5章 全員協議会

(全員協議会)

第84条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。

第6章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第85条 この規則の疑義は、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議に諮って決める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則 (平成13年8月30日共立湊病院組合規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 23 日共立湊病院組合規則第 2 号）

この規則は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 29 日一部事務組合下田メディカルセンター規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。